

## ●韓国IPGの活動

- ・韓国税関職員向け知財教育セミナーにてレクチャーを実施しました 01
- ・韓国知財2018年十大ニュースと2019年の展望 02
- ・2018年度建議事項について 04
- ・2019年に新たに変わる知的財産制度 04
- ・2018年度に発行された韓国における知的財産に関する資料などの紹介 05

## ●IPを知ろう

- IPニュース 06
- 「新・知財最前線は今」 07
  - 同じよう違う韓国と日本の知的財産権制度
  - 迅速な権利取得のための商標優先審査制度の活用



## ●韓国IPGへのメンバー登録

韓国IPGへのメンバー登録は下記のURLよりお願いします。<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipg/>  
 韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です。



## ●事務局からのお知らせ

春が近づいてきましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか？  
 年度の切り替わりで異動の多い時期になりますが、韓国IPGメンバーの皆様の連絡先等の変更がありましたら、事務局(kos-jetroipr@jetro.go.jp)までご連絡ください。よろしくお願いたします。



## ●CAUTION

韓国IPG Informationに掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。



## ●知財トリビア!

今年3月より、韓国特許庁による知的財産権侵害の取締りが強化され、これまでの商標の取締りのみならず、特許、デザイン、営業秘密侵害の捜査まで大幅に拡大されました。この取締りを行う組織の名称は何でしょうか？

- ①特許庁知的財産警察 ②特許庁特別司法警察
- ③特許庁特捜部

※ 回答は(5頁)下部に掲載しています。

## ●韓国IPGの活動

## 韓国税関職員向け知財教育セミナーにてレクチャーを実施しました



セミナー会場の様子

韓国関税庁は税関における知的財産侵害品の通関保留手続きなどについて定めた「知的財産権保護のための輸出入通関事務処理に関する告示」を一部改正し、2019年1月21日に施行しました。本改正により、①税関に保護を要請するために申告する商標権などの知的財産権の申告有効期限が現行の3年から10年へと延長され、②特許権とデザイン権の税関申告手続きが商標権に準ずる水準に緩和されました。これにより、これまで必須提出とされていた「侵害可能性がある輸出入者などの侵害関連資料」が任意提出に変更され、特許権、デザイン権の税関申告が容易になりました。一方、③輸出入者が中小企業に該当する場合、通関保留解除のための逆担保金が課税価格の100分の60から100分の40に引き下げられ、今後、侵害被疑品として輸入通関保留となった際に、逆担保金を納付して通関保留解除を要請するケースも増加することが懸念されます。

このような中、韓国IPGでは、韓国関税庁傘下の韓国貿易関連知識財産権保護協会(TIPA)主催の韓国税関職員向け知財教育セミナーにてレクチャーを実施しました。2018年はソウル本部税関、釜山本部税関、仁川本部税関(空港)、光州本部税関の4カ所にYKK韓国(株)と韓国エプソン(株)の2社から講師を派遣し、輸入・流通経路、模倣被害の実態、真正品と模倣品を見分けるポイントなどについて税関職員向けにレクチャーを行いました。

本セミナーでレクチャーを行うためには税関申告が必須となりますが、上記の「知的財産権保護のための輸出入通関事務処理に関する告示」が一部改正されたことにより、税関申告の手続きが容易になりました。今後開催されるセミナーには、より多くの日系企業にご参加頂き、更なる取締り強化を促すことができれば、模倣品の流通を阻止する上で、極めて有効な対応策となるものと考えます。IPG

## 韓国知財2018年十大ニュースと2019年の展望<sup>1</sup>

2018年の韓国は、平昌（ピョンチャン）オリンピック・パラリンピック開催などのビッグイベントで盛り上がりましたが、知財分野においても様々な出来事がありました。ここでは、2018年の韓国における知財トピックスの中で特に印象深いものについて、筆者の独自の判断でランキングした十大ニュースの形でご紹介することで韓国知財の状況を総括するとともに、2019年の韓国知財を展望することとします。

### 1. 2018年韓国知財十大ニュース

#### 第10位：日本人観光客を狙った偽ブランド販売業者の摘発

ソウル市民生司法警察団は、2018年5月末に、ソウル・明洞において日本人観光客を狙って腕時計やハンドバッグ、財布、衣類などの偽ブランド品を流通・販売した業者を摘発し、偽ブランド品640点（正規品価格15億ウォン）を全量押収しました。業者の手口として、まず客引きが日本人観光客に近づいて、いわゆる「S級偽ブランド品」があると客引き行為を行った後に、出入りを制限した秘密の場所へと誘い込んで、高価な偽ブランド品を購入させており、今回は日本人観光客を装ったおとり捜査によって摘発が行われました。裏を返せば、これまで日本人観光客が偽ブランド品を購入していたことを意味します。皆様は、くれぐれも偽ブランド品を購入することなく、不審な業者を発見した際には当局への通報をお願いいたします。

#### 第9位：韓国特許庁新庁長に朴原住（パク・ウォンジュ）氏が就任

2017年7月に就任した成允模（ソン・ユンモ）庁長が、任期満了を待たずして産業通商資源部長官（日本の経済産業大臣に相当）に抜擢され、その後任として2018年9月27日、韓国特許庁新庁長として、朴原住（パク・ウォンジュ）氏が就任しました。朴原住 新庁長は、米国での博士号取得や駐日韓国大使館での駐在経験があるなど、国際経験が豊富であることから、2019年6月に韓国ホストで開催される日米欧中韓の五大特許庁長官会合をはじめ、今後の知財分野における国際協力の更なる進展が期待できると言えるでしょう。

#### 第8位：特許情報を QR コードで簡単アクセス

韓国特許庁は、QR コードを読み取ることで簡単に特許情報を確認できるサービスを 2018年4 月に開始しました。出願人はKIPRIS（日本の



1. この記事は、2019.1.11号の特許ニュース（経済産業調査会発行）にジェトロソウル知財チーム浜岸が投稿した記事を要約したものです。

J-PlatPatに相当) から QR コードを取得して製品に表示し、利用者が製品に付与されたQR コードをスマートフォンでスキャンすることにより、わざわざ特許番号を入力する必要なしに、KIPRIS で簡単に登録状況や権利範囲などを調べることができるようになりました。

また、2018年7月からは従来の書面による登録証に代えて、電子登録証の発行サービスを開始しました。電子登録証にもQRコードを入れ、スマートフォンでQRコードを読み取ることにより、該当権利の権利者情報、特許料納付、権利関係の法的状態などを、いつでも簡単にリアルタイムで確認できるようになりました。この電子登録証発行サービスは、従前の書面による登録証発行サービスと並行して提供されますが、電子登録証を選択した場合には設定登録料が減免されるよう、法改正を推進する予定とのことです。

#### 第7位：知財人材による雇用創出

文在寅政権の労働政策の方向性を受ける形で、韓国特許庁は2018年2月1日に発表した「2018年度業務計画」において、第四次産業革命時代において知的財産による質の高い雇用を創出し、国民の生活の質を改善することを政策目標としました。具体的には、(1) 公共部門の質の高い雇用創出の先導、(2) 知的財産サービス業の集中育成、(3) 雇用創出を妨げる規制撤廃、(4) IPベースの起業活性化支援、(5) 中小・ベンチャー企業のIP能力強化、(6) 経済的弱者のIP保護強化、の6つの課題を重点的に推進することとしています。

#### 第6位：国家知識財産委員会で「革新成長に向けた国家特許競争力の強化策」が確定

2018年3月9日に開催された国家知識財産委員会（日本の知的財産戦略本部に相当）において、韓国特許庁は「革新成長に向けた国家特許競争力の強化策」を提案し、確定しました。本強化策は、従来の審査段階と審査官に限られていた特許品質向上の努力を、R&D・出願・審査など特許創出の全過程にまで拡大し、産学官のあらゆる特許創出主体の能力を高め、段階別・対象別に抜け目なく特許競争力を強化するものであり、「特許のグローバル競争力強化による革新成長のけん引」という政策ビジョンの下に、これを実現するための3大推進戦略および10大核心課題を盛り込んでいます。

#### 第5位：南北知財権研究の開始

南北首脳会談の開催を受けて、大韓弁理士会は、南北の知的財産権制度の交流と統一関連の研究のための特別委員会を設置しました。南北の知的財産権制度の将来に備え、(1) 北朝鮮の知的財産権制度の資料収集と現況検討、(2) 南北の知的財産権制度の相互比較検討、(3) 統一後の知的財産権分野における変化のシミュレーション、などを行

っていくこととしています。また、国家知識財産委員会および大韓民国世界特許(IP)ハブ国家推進委員会は、南北の知財権交流協力と政策方向に対する未来戦略を議論することを目的とする「韓半島知財競争力強化のための未来戦略討論会」を2018年11月27日に国会議員会館にて開催し、南北の著作権協力や商標権保護の現況、特許権保護のための南北の協力方策について議論が行われました。

#### 第4位:トレードドレス保護の明記等

2018年7月18日に、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(不正競争防止法)について、改正法が施行されました。

韓国では、2016年改正で導入された成果冒用行為の条項(一般条項ともいいます)を用いて、既にトレードドレス保護に関する判例が出されていましたが、今回の改正法の施行により、営業出所誤認混同禁止条項および希釈化防止条項において標識が「商品販売・サービス提供方法、又は看板・外観・室内装飾など、営業を提供する場所の全体的な外観を含む」ものであると明記されました。この新しい条項では、日本国内における周知著名性は考慮されないことから、日本企業にとって不利な要件となり得ますが、今後トレードドレスが成果冒用行為の条項あるいは新しい条項を用いて、どのように保護されていくかは、裁判所が出す判例を見守っていく必要があります。

また、「事業提案、入札、公募など、取引交渉及び取引過程で経済的価値を持つ他人の技術的、又は営業上のアイデアをその提供目的に違反し、自分又は第三者の営業上の利益のために不正に使用するか、他人に提供して使うようにする行為」が不正競争行為の類型として追加されました。ただし、提供されたアイデアが同業界で広く知られていたか、アイデアの提供を受けた者が当時既に知っていた事実を立証する場合には、免責されます。

さらに、違反行為に対して韓国特許庁の調査・是正勧告の権限が付与されることになり、アイデア奪取や、店内のインテリアなどの外観を混同させる行為、製品デザインの模倣などについての通報窓口が韓国特許庁に設置されました。

#### 第3位:日本企業の要望事項に対して特許法などの改正案の検討が進む

2018年は、これまで日本企業が要望していた事項(ソウル・ジャパン・クラブ(SJC)建議事項を通じて韓国政府に要望)に関連して、特許法などの改正案の検討の動きがありました。

##### (1) コンピュータ・プログラム保護

韓国では、コンピュータ・プログラムが記録された記録媒体は発明の対象となっていますが、コンピュータ・プログラムそのものは発明の対象になっていません。このため、CDやDVDといった記録媒体に

記録されずに、ネットワーク上を伝送するコンピュータ・プログラムの保護が課題となっていました。

2018年5月14日に議員立法により発議された特許法改正案は、方法の発明について、その方法の使用を申込み行為を特許発明の実施に含めることにより、プログラムのオンライン伝送についても特許として保護を受けられるようにするというもので、日本の特許制度とは違ったアプローチによる保護を目指しています。

##### (2) 無効審判・訴訟における理由・証拠補充の制限

韓国では、審判手続において証拠の提出時期の制限がないため、審理が遅延するとともに、無効率が高くなる原因となっていました。

2018年3月15日に議員立法により発議された特許法、デザイン保護法および商標法改正案は、審判において新しい主張・証拠の提出時期を審判長が指定するとともに、遅れて提出された証拠などについては却下できるようにし、紛争期間の長期化により資金力が不足した中小・ベンチャー企業が不利となることがないようにすることを目指しています。

##### (3) 間接侵害規定の拡充について

韓国特許庁は、2018年9月に「特許侵害規定改正案についての公聴会」を開催し、間接侵害の範囲を拡充する特許法改正案を提示しました。現在の韓国における間接侵害規定は、日本の平成14年改正特許法以前と同様に、「特許発明の生産にのみ使用する物」、すなわち、専用物を対象にしており、侵害訴訟においてその物が特許発明を生産する用途にのみ使用することについて立証することが難しいという問題がありましたが、本改正案では新たに「特許発明の課題解決に不可欠な手段」を提供する行為を間接侵害の類型として追加することとしています。さらに、3Dプリンティングデータの伝送に対する侵害を防止するために、特許権侵害になることを知りながら、その発明の実施を誘発する行為についても類型として追加しています。

#### 第2位:国際裁判部の設置

知財訴訟を担当する裁判所が国際事件を専門に取り扱い、外国語(英語)での弁論及び証拠提出が可能となる「国際裁判部」を設けることができるようにする法院組織法の改正法案が2017年11月24日に国会で成立し、2018年6月13日に施行されました。特許法院は、2018年7月20日に豪州ブルースコープ社が起こした審決取消訴訟において、外国語弁論許可申請を許可したことを公表し、これが国際裁判第1号となりました。

#### 第1位:懲罰的損害賠償制度の導入

特許法および不正競争防止法に懲罰的損害賠償制度を導入する改正法案が2018年12月7日、国会で可決され、2019年1月8日に公布され

ました。これにより、施行日(2019年7月9日)以降、故意により特許権や営業秘密を侵害した者に対して、侵害行為による損害額の3倍までの損害賠償額が認められる懲罰的損害賠償制度が導入されることになりました。ここで、故意かどうかを判断する際には、侵害者が優越的地位にあるかどうか、故意の程度、侵害行為の期間と回数、侵害行為により侵害者が得た経済的利益の程度などを考慮することとしています。

## 2. 2019年韓国知財の展望

2018年十大ニュースの第1位に取り上げた懲罰的損害賠償制度、第2位に取り上げた国際裁判、第4位に取り上げたトレードドレス保護の明記などは、いずれも今後の知財訴訟に大きく影響するもので、裁判所における判断も含め、2019年の韓国の知財訴訟がどのように変化していくのかが注目されます。また、第7位に取り上げた韓国特許庁の「2018年度業務計画」では、懲罰的損害賠償制度を特許権や営業秘密のみならず、商標権やデザイン権侵害にも適用する方針が示されており、更なる法改正案が提出される可能性もあります。

さらに、第3位に取り上げたように、コンピュータ・プログラム保護や無効審判・訴訟における理由・証拠補充の制限、間接侵害規定の拡充といった法改正が実現するかどうかについても注目されます。 ● IPG

## 2018年度建議事項について

韓国IPGでは、ソウルジャパンプラブ (SJC) が毎年行っている韓国政府へのあい路事項をまとめた建議事項のうち、知的財産分野に関する協力を行っております。2018年度は、知的財産分野に関する建議事項として6項目の要望を韓国政府に提出しました。

2018年度知的財産分野の建議項目

建議番号	建議内容	新規/継続
14	特許法条約 (PLT) への早期加盟 (指定期間経過後の延長申請や、英語以外の外国語出願が認められるよう、PLTへの早期加盟を要望)	新規
15	特許出願に対する拒絶理由通知の応答期間/拒絶決定に対する不服申立期間の長期化 (拒絶理由に対する応答の指定期間および拒絶決定に対する不服申立の期間の長期化を要望)	継続
16	通常実施権の対抗要件 (通常実施権を登録しなくとも第三者に対抗できるよう要望)	継続

30	延長された特許権の効力範囲の適正化・いわゆる塩変更医薬品について資料提出医薬品の区分での簡略申請廃止 (オリジナル医薬品の有効成分に関する特許が延長された場合は、塩変更医薬品に対し、延長された特許権の効力が及ぶと解される法改正または解釈がされることを要望)	継続
31	特許権存続延長制度における外国臨床試験期間の加算、補完期間算入、審判段階における延長期間の補正手続 (海外で実施された臨床試験についても、その臨床試験期間を特許権の存続期間延長の算定に加入するよう要望)	継続
32	医薬品許可特許連携制度 (パテントリンケージ) における問題点 (販売禁止処分の除外事由の削除) (薬事法第50条の6第1項各号の販売禁止処分の除外事由のうち、第5号と第6号の削除を要望)	継続

※建議番号30～32は、保健・衛生分野にて要望

今回重点項目として建議した案件は、上記表の「特許法条約(PLT)への早期加盟」です。特許法条約(PLT)では、拒絶理由通知に対する指定期間経過後であっても延長可能期間内であれば延長申請が可能であり、また、いかなる言語での出願も認められています。この特許法条約(PLT)には、日本、米国、英国、フランスを含む40ヶ国が加盟・批准していますが、韓国は未加盟であるため、国際調和の観点からも早期加盟を要請しています。

詳しい建議事項の内容については、以下のホームページから入手できますので、ご参照ください。 ● IPG

### ● ソウルジャパンプラブ、SJCからのお知らせ

<http://www.sjchp.co.kr/notice/list.do>

## 2019年に新たに変わる知的財産制度

韓国特許庁は、2019年1月、「2019年に新たに変わる知的財産制度・支援施策」を発表しました。

2019年から変わる制度として、①社会的弱者支援とユーザーの利便性向上、②中小・ベンチャー企業のイノベーション成長支援、③技術奪取の根絶に伴う公正な経済の実現などがあります。以下に一覧を掲載いたしますので、参考にしてください。

## 1. 社会的弱者支援とユーザーの利便性向上

特許審判への国選代理人選任制度の導入	知的財産保護に脆弱な社会・経済的弱者(*)を対象に、国選代理人の選任の支援が行われるとともに、国選代理人を選任する当事者の審判手数料が減免されます。(2019年7月施行) ※ 小企業、大企業と紛争中の中企業、若手起業家、障害者など
過誤納特許手数料の自動返納	過誤納特許手数料の返金手順が改善され、出願人が払戻口座を事前に登録した場合に、別途返金請求することなく返金されるようになりました。(2019年1月施行)
国際特許出願手続きの簡素化	PCT出願（国際特許出願）の手続きが、e-PCT（世界知的所有権機関（WIPO）が提供するオンラインサービス）で一度にできるようになりました。(2019年1月施行)

## 2. 中小・ベンチャー企業のイノベーション成長支援

IP担保・保証貸出の活性化	スタートアップ向けIP保証商品の保証割合の引き上げおよび貸出金利の引き下げ商品が発売され、優秀なIPを保有する技術集約型中小企業など向けのIP担保貸出を実施する銀行が拡大されます。(2019年上半年予定)
特許共済事業の施行	中小企業が海外出願、特許訴訟など、知的財産の資金リスクに効果的に備えられるように「先に貸与し、後で分割返済する」形式の特許共済が導入されます。(2019年上半年予定)
共通の中核技術へのIP R&D支援	多くの中小企業が共通して必要とする新技術や難関技術に関する特許分析を体系的に行うことにより、各分野の企業群全体の技術習得及び特許競争力の強化を図ることとしました。(2019年1月施行)
職務発明補償金の非課税限度額拡大	職務発明補償金の所得税非課税の限度額が従来の300万ウォンから500万ウォンへと引き上げられます。(2019年2月施行)

## 3. 技術奪取の根絶に伴う公正な経済の実現

懲罰的損害賠償制度の施行	他人の特許権や営業秘密を侵害する場合には、損害額の3倍以内で損害賠償額を認めることを可能とし、侵害者が得た利益全額を特許権者に返す制度が導入されることにより、知的財産権の侵害に対する損害賠償が強化されます。(2019年7月予定)
営業秘密管理の負担軽減	中小企業による営業秘密の立証要件が緩和されるとともに、刑事処罰の類型を拡大し、罰則が強化されます。(2019年7月予定)
特別司法警察の取り締まり範囲の拡大	商標権の侵害事件に限られている特許庁の特別司法警察の捜査管轄が、特許・営業秘密・デザイン侵害にまで拡大されます。(2019年3月施行)

## 2018年度に発行された韓国における知的財産に関する資料などの紹介

2018年度の韓国における知的財産制度や知財に関する情報などの資料をジェトロソウル事務所できりまとめて仮訳し、ジェトロ韓国知財ウェブサイトに掲載しました。以下の資料を業務にぜひご活用ください。(掲載URL: <https://www.jetro.go.jp/korea-ip>)

### 韓国特許庁の審査基準

- ①特許実用新案審査基準(2018年8月1日改訂)
- ②デザイン審査基準(2019年1月1日改訂)
- ③商標審査基準(2019年1月1日改訂)

### 韓国特許庁の政策の動きに関する資料

- ①創意・融合型人材成長支援のための発明教育拡大方策  
(発行日:2017年12月、発行元:韓国特許庁)
- ②知的財産紛争現況に係る調査研究-韓国国内特許ライセンス実態調査-  
(発行日:2017年12月31日、発行元:韓国特許庁、韓国知識財産研究院)
- ③2017年知的財産白書  
(発行日:2018年5月、発行元:韓国特許庁)
- ④2019年度知的財産支援施策  
(発行日:2018年12月、発行元:韓国特許庁)
- ⑤2018年度知的財産活動実態調査  
(発行日:2019年3月、発行元:韓国特許庁、韓国知識財産研究院)

### その他韓国政府の動きに関する資料

- ①2018年度国家知識財産施行計画  
(発行日:2018年5月、発行元:国家知識財産委員会)
- ②2017知的財産保護執行年次報告書  
(発行日:2018年8月、発行元:国家知識財産委員会)
- ③知的財産(IP)金融活性化総合対策  
(発行日:2018年12月、発行元:金融委員会、韓国特許庁) 



### 知財トリアの回答

正解は②特許庁特別司法警察です。現在はソウル、釜山、大田に事務所が設置され、今年7月から施行される懲罰的損害賠償と中小企業の技術奪取防止活動なども連携していく予定とのことです。(2019年2月12日付け知的財産ニュースに掲載)



## KOREA IP NEWS

※ジェトロ韓国知財ウェブサイト毎日発信している知財ニュースの中から、ピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ウェブサイトの「ニュース速報」をご覧ください。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/>

### ① 懲罰的損害賠償制度の導入など、知的財産保護の強化に向けた制度の整備 | 韓国特許庁 (2018.12.10)

2019年7月から他人の特許権および営業秘密を故意に侵害する場合、損害額の最大3倍まで賠償責任を負う懲罰的損害賠償制度が導入される。韓国特許庁は、特許・営業秘密侵害に対する懲罰的損害賠償制度、罰則強化など、知的財産保護の強化を主な内容とする「特許法」および「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」の一部改正案が12月7日(金曜)、国会本会議を通過したと発表した。

市場では知的財産について正当な価格を支払うより、侵害して利益を上げ、いざ侵害が摘発されれば、賠償額を支払う方が良いという認識が広がっている。被害企業も訴訟で勝っても、損害賠償額が十分でないため、裁判をあきらめるケースが増える等、知的財産権侵害の悪循環が繰り返される状況であった。

これを受け、第20代国会ではこのような歪んだ市場の秩序を正し、知的財産の保護基盤を強化するために、特許権・専用実施権や営業秘密の侵害行為が故意である場合、損害として認められた金額の3倍以内で賠償額を定められる「懲罰的損害賠償制度」を導入することにした。

### ② 営業秘密保護センター、知識財産保護院に移管 | 韓国特許庁 (2018.12.18)

韓国特許庁は2019年1月から「営業秘密保護センター」を韓国特許情報院から韓国知識財産保護院へと移管し、特許・営業秘密など知的財産権全般に関する総合的な保護サービスを提供すると発表した。移管に伴い、保護院内で他の知的財産保護事業と営業秘密保護事業を連携することが可能になり、専門人材とインフラを活用したシナジー効果が見込まれる。特に、センターで受理する営業秘密侵害事件については、事件の類型に応じて法律諮問の支援や紛争調停制度、特許庁の営業秘密特別司法警察などとの連係が可能になる。需要者の観点からも特許・デザイン・商標・営業秘密といった知的財産を複合的に管理する企業は、単一機関が提供する総合サービスを受けられることになる。

これまで営業秘密保護事業はシステム管理に重点を置いてきたが、今回センターを移管することで、営業秘密保護コンサルティングや法律諮問の支援などの機能を強化する予定である。ただし、従来の営業秘密保護センターの組織と機能はそのまま移転するため、同事

業の一貫性と専門性は維持される。

### ③ 特許庁、BJC社の技術を奪取した現代自動車に是正勧告

| 韓国特許庁 (2018.12.10)

韓国特許庁は微生物を利用した悪臭除去専門業者であるBJC社の微生物に関するアイデアを奪取した現代自動車に不正競争防止および営業秘密保護に関する法律(以下、不正競争防止法)に基づき、「BJCの被害を賠償し、BJCの微生物剤と実験結果を盗用して開発した微生物剤の生産・使用中止および廃棄」を勧告したと12月20日に発表した。

現代自動車はBJCの微生物剤および悪臭低減実験の結果をBJCの同意なしに慶北大学に伝達して新しい微生物剤を開発させ、特許庁はそれを現代自動車と慶北大学の共同特許として登録した行為および開発された新しい微生物剤を塗装ブースで使う行為について、アイデア奪取に当たると判断した。

この事件は、改正不正競争防止法の施行後、技術・アイデア奪取に対して特許庁が専門性を活用して結論を出した最初の是正勧告で、優越的な地位を利用した技術・アイデア奪取の慣行に警鐘を鳴らし、類似事例の再発防止にも寄与すると見込まれる。

### ④ 商標の公正な使用秩序を確立するための商標審査制度の改善

| 韓国特許庁 (2019.1.3)

韓国特許庁は著名キャラクターやキャラクターの名称を模倣した商標出願に対する審査を強化し、「YOLO (You Only Live Once、一度だけの人生を十分に楽しんで生きなさい)」のような公益性の高い単語については、識別力の有無を厳しく判断することを主要内容とする商標審査基準の改正案を1月1日から施行したと発表した。

著名キャラクターやキャラクターの名称は継続的に模倣の対象となっており、正当な権利者でない者がキャラクターやキャラクターの名称を模倣して商標を出願する場合も多く、これによる商標権紛争も発生した。

以前の審査基準では著名キャラクターやキャラクターの名称が文具、おもちゃなどの商品に使用された後、その商品と出所の誤認・混同を招きかねない商標出願について商標登録を拒絶することになっていた。しかし、改訂審査基準ではまだ商品化していない著名キャラクターやキャラクターの名称だとしても商品化する可能性が高い商品については、模倣商標出願を拒絶することで保護を強化し、すでに商品化した著名キャラクターやキャラクターの名称を模倣した商標出願の場合は、出所の誤認・混同を招きかねない商品の範囲を広く見て拒絶することになっている。 

File No.121

## 同じようで違う韓国と日本の知的財産権制度



全ての法律の中で国による違いが最も少なく、共通する規定が多いのが特許法などの知的財産権法です。中でも韓国と日本は、非常に類似した知的財産権法の体系を持っています。しかしながら、最近、韓国の知的財産権法は、英米法の影響を受けたり、実務上必要に応じて改正がなされるなど、日本の制度とは異なった部分がありますので、本稿では、特に違いのある部分についてご紹介します。

### 1. 実用新案制度

日本において実用新案は、出願すると無審査で設定登録され、権利行使が必要な場合には、技術評価を受けなければならないのに対して、韓国の実用新案は審査を経て登録されます。

韓国の場合、特許と同様に申請日から3年以内に審査請求をしなければ取下げとみなされ、審査請求によって実体審査を経て登録要件があると認められれば登録されます。韓国でも一時、実用新案に無審査制度を採択していた時期がありましたが、無審査制度を通して実用新案制度を徐々になくそうとした韓国特許庁の意図とは反対に、実用新案の出願件数は減りませんでした。また技術評価を申請しなければ権利行使ができず、時間が必要となり、権利者の不満が募る等の副作用が生じたため、再び実体審査制度に戻りました。その後、韓国の実用新案は審査過程において進歩性を判断する際にも、実務上、特許とほとんど同じレベルで審査されてきたことから、実用新案といっても特許に比べて登録が必ずしも容易であるとはいえません。それゆえ、ライフサイクルの短い物品に対して費用を節約しようとする場合に有用です。

### 2. 意匠(デザイン)一部審査登録制度

韓国は世界で最も流行に敏感な国の一つです。韓国の場合、流行性の高い衣類、ファッション雑貨、繊維、織物、文具等の一部の物品に対しては、登録要件のうち一部のみを審査する一部審査登録制度を採択しています。つまり、デザインの登録要件のうち、新規性や先出願の有無については審査をせず、早く登録することにより、ライフサイクルが短い製品のデザイン保護を効率よく行っています。通常3カ月以内に登録が可能で、第三者は登録公告日から3カ

月以内に異議申立てをすることができます。また、日本の意匠権は設定登録日から20年で終了しますが、韓国は出願日から20年で終了します。

### 3. 訴訟の管轄

日本の場合、取消決定または審決に対する訴訟は知的財産高等裁判所の専属管轄ですが、韓国の場合、大田(テジョン)にある特許法院の専属管轄になります。

過去、韓国の特許法院は特許等の知的財産権の侵害訴訟は管轄せず、特許審判院の決定や審決に対する取消訴訟だけを専任してきました。特許等の知的財産権の侵害訴訟は地方法院、高等法院(各々、日本でいう地方裁判所、高等裁判所にあたる)を経ることになり、特許法院を経る審決取消訴訟と高等法院を経る侵害訴訟共に最終審は大法院(日本でいう最高裁判所にあたる)で行われてきました。特許法院と高等法院の判決が一致するケースが多くはありますが、非常に稀にそれぞれ正反対の判決を下すこともありました。例えば、高等法院では新規性がない特許であるため侵害ではないという判決を下しましたが、特許法院では新規性があり、無効ではないという判決を下したことがありました。

このため、ついに2016年からは管轄を集中させ、侵害訴訟の第二審と、審決取消訴訟を特許法院で併せて行うことになりました。

また、韓国における侵害訴訟の第一審は、高等法院の所在地(ソウル、釜山、大田、大邱、光州)にある5つの地方法院の専属管轄となり、どの管轄に属していても関係なく、ソウル中央地方法院を第一審の管轄として選択することができます。 



<今月の解説者>

ユニス特許法律事務所 副所長 弁理士 金秀真(キム・スジン)  
慶北大学 化学科卒業、延世大学大学院 知的財産権法修士課程修了  
(監修: 日本貿易振興機構(ジェトロ) ソウル事務所副所長 浜岸広明)

## 迅速な権利取得のための 商標優先審査制度の活用



韓国特許庁(KIPO)における商標審査は、特許庁に出願された順番で行われることが原則となります。しかし、一定の要件を満足する商標出願に対しては、優先的に審査を受けることができる優先審査制度が幅広く施行されています。もちろん、このような優先審査制度は、日本でも施行されていますが、韓国特許庁ならではの優先審査の適用対象もあるため、これに留意して活用することが望ましいといえます。

### 1. 優先審査の要件

優先審査の申請対象となる商標の要件は、次のとおりです(韓国商標法施行令第12条)。

- 1) 商標登録出願人が商標登録出願した商標を指定商品の全部に対して使用しているか、使用する準備をしていることが明白な場合
- 2) 商標登録出願人が、その商標登録出願と関連して他の商標登録出願人から法第58条第1項による書面警告を受けた場合
- 3) 商標登録出願人がその商標登録出願と関連して法第58条第1項による書面警告をした場合
- 4) 法第167条によるマドリッド議定書(以下“マドリッド議定書”という)による国際出願の基礎となる商標登録出願をした場合であって、マドリッド議定書による国際登録日又は事後指定日が国際登録簿に登録された場合
- 5) 「調達事業に関する法律」第9条の2第1項第2号による中小企業者が共同で設立した法人が出願した団体標章である場合
- 6) 条約による優先権主張の基礎となる商標登録出願をした場合であって、外国特許機関で優先権主張を伴った出願に関する手続きが進行中の場合
- 7) 存続期間満了で消滅した登録商標の商標権者が商標登録出願をした場合であって、その標章と指定商品が存続期間満了で消滅した登録商標の標章及び指定商品と全部同一な場合

### 2. 広範囲にわたる申請対象

要件1の場合、日本特許庁でも同じく、優先審査の対象となります。韓国で既に事業を始めたのであれば、非常に効果的な制度となります。しかし、韓国における優先審査の申請対象は、要件1以外に

も活用できる余地が、より広範囲にわたります。

韓国商標法に基づき、商標登録出願後、登録移転に出願された商標と同一・類似した商標を使用する者に書面警告を通じて使用中止を要求し、警告後にも、継続して使用する場合には、登録されて以来、損害賠償請求を起こすことができます(商標法第58条第1項)。優先審査対象の要件2、3の場合には、このような書面警告の後、出願人または警告を受けた者が優先審査を請求することができるよう、設けられた制度です。

優先審査を活用すれば、市場で衝突する競争者との紛争を迅速に終結させることができ、市場の混乱防止が可能となります。

一方、商標権のずさんな管理により、商標権の更新登録期間を逃して権利が消滅された場合、要件7の優先審査の活用が可能となります。まず、韓国に登録されていた商標であれば、権利が消滅された以後でも、改めて出願し、優先審査の申請を通じて早めに権利を確保することができるため、法的な安定性を迅速に確保した上で、心配なく事業を展開することが可能となります。

### 3. 優先審査の申請タイミング

優先審査は、商標登録出願と同時にまたは出願以後でも、まだ審査着手前であれば、申請することができます。優先審査の対象になると、2〜3カ月以内に審査の結果を受けられるため、出願商標の登録可否を、迅速に確認することができます。万一、審査の結果、出願した商標の登録に問題がある場合には、迅速にこれに対する措置を取ることができるため、柔軟かつ効果的なブランド戦略の構想が可能となります。

ただ、マドリッド国際商標登録を通じて、韓国を指定国とした国際出願の場合には、優先審査を受けることができないため、優先審査が必要であれば、別途、韓国特許庁に直接、商標登録出願を行い、優先審査制度を活用することが望ましいといえます。 



#### <今月の解説者>

Kyong-Eun 国際特許法律事務所 代表弁理士 全鍾洵 (ジョン・ジョンハク)

世界韓人知識財産協会(WIPA)会長、高麗大学電子工学科卒業、

米国カリフォルニア州立大学ロースクール卒業

(監修: 日本貿易振興機構(ジェトロ) ソウル事務所副所長 浜岸広明)